

除雪機貸出要綱

1. 貸出対象者

尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）に登録された団体で、地域の要援護者に対し、除排雪支援活動を実施する除排雪ボランティア団体に対し貸出しを行う。但し、ボランティア活動保険加入を前提とし、事故防止のため除雪機操作経験のある者が活動する場合にかぎる。なお、会長が特に認めたものについてはこの限りではない。

2. 借用申請

本会が準備する除雪機借用申請書（様式1）に必要事項を記入し、活動当日までに申請する。

3. 貸付条件

- (1) 借受人は除雪機を目的外の使用をしてはならない。
- (2) 貸付は無料とする。

4. 貸出・返却場所

尾花沢市老人福祉センター「東光館」

5. 活動場所までの運搬等

借受人が運搬車輛を準備し、運搬に係る車輛代等は借受人の負担とする。

6. 除雪機の燃料負担

ボランティアによる除排雪活動で使用する除雪機の燃料代は原則的には借受人が負担する。

7. 貸出期間

除排雪活動実施当日に貸出し、活動が終了次第返却する。（除排雪活動が複数日にわたる場合は、一度返却の後、後日再度貸出しを行う。）

8. 損害賠償

ボランティア団体が活動中に与えた損害（要援護者が所有する建物、備品等への損害又は活動中に除雪機を壊した等）については、ボランティア活動保険で対応する。（運搬車輛への移乗時の損害も該当）

運搬車輛で移動中の交通事故等の場合で除雪機に損害が生じた場合は、自動車保険対応となるので、借受けたボランティア団体が賠償する。

9. 活動中の事故等の連絡

活動中に事故等不測の事態が生じた場合、すぐに市老人福祉センター「東光館」担

当者まで連絡する。

10. 貸出・返却の流れ

- (1) 民生員等から除排雪の申込があった後、除雪機での活動が可能か担当者にて現地調査をおこなう。
- (2) 活動するボランティア団体に除雪機要否の希望をとる。
- (3) 除排雪活動当日までに除雪機借用申請書に必要事項を記入の上申請する。
- (4) 除排雪活動当日に「東光館」で除雪機の鍵を渡し、職員立会いの下運搬車輻に移乗する。
- (5) 除排雪活動が終了次第、速やかに「東光館」に運搬し、職員立会いの下設置場所に戻し、鍵を返却する。
- (6) 除雪機運行記録表に記載する。

11. 除雪機の設置場所

尾花沢市老人福祉センター「東光館」

* なお、この要項は予告なく変更する場合がある。

平成18年12月20日より適用する。

尾花沢市社会福祉協議会